

日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)に
ついてのお問い合わせやご相談は
お近くの社会福祉協議会まで!

秘密厳守・相談無料



社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会
本部事務局・北区中央事務所 (岡山市保健福祉会館内)

〒700-8546 岡山市北区鹿田町一丁目1番1号
電話: **086-225-4051** FAX: 086-222-8621
E-mail: nitizouseikatsu@okayamashi-shakyo.or.jp

北区北事務所 (北ふれあいセンター内)

〒700-0071 岡山市北区谷万成二丁目6番33号
電話・FAX: **086-250-2007**

南区南事務所 (南ふれあいセンター内)

〒702-8021 岡山市南区福田690番地の1
電話: **086-263-0012** FAX: 086-263-0080

南区西事務所 (西ふれあいセンター内)

〒701-0205 岡山市南区妹尾880番地の1
電話・FAX: **086-281-0027**

東区事務所 (西大寺ふれあいセンター内)

〒704-8116 岡山市東区西大寺中二丁目16番33号
電話・FAX: **086-942-3260**

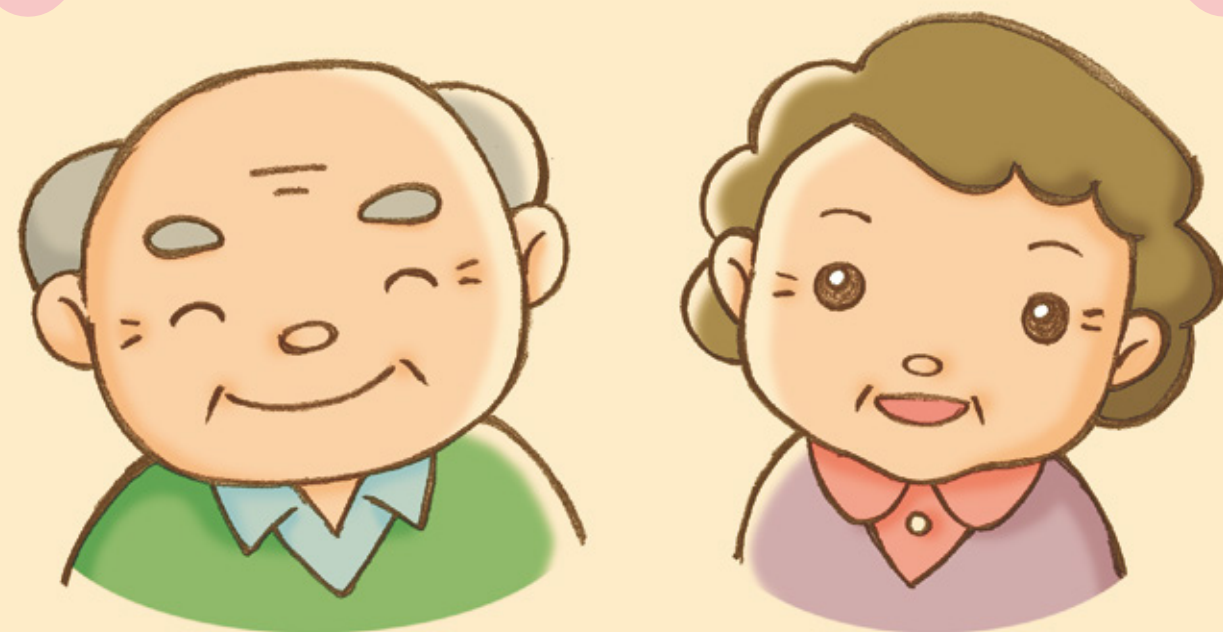
中区事務所 (中区福祉事務所内)

〒703-8566 岡山市中区赤坂本町11番47号
電話: **086-238-9200** FAX: 086-238-9500

日常生活自立支援事業のご案内
(地域福祉権利擁護事業)

あんしん おてつだい

社会福祉協議会がくらしのあんしんをささえます。



社会福祉法人 岡山市社会福祉協議会

日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）は判断能力が不十分な方が、自立した地域生活がおくれるよう、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行うものです。社会福祉協議会と利用者が契約を結んだ上で支援が始まります。

お手伝いの内容

福祉サービスの利用援助

福祉サービスが安心して利用できるようにお手伝いします。

- ・福祉サービスについての情報提供や助言
- ・福祉サービスを利用するときの手続き
- ・福祉サービスについての苦情を解決するための手続き



日常的金銭管理サービス

毎日の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。

- ・福祉サービスや医療費を支払う手続き
- ・年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- ・税金や社会保険料、公共料金等を支払う手続き
- ・預貯金の出し入れや解約等の手続き



書類等の預かりサービス

大切な書類や印鑑などを安全な場所でお預かりします。

- ・預貯金通帳
- ・証書（年金証書、権利証、契約書、保険証書）
- ・実印、銀行印など



利用料

福祉サービスの利用援助

1時間まで1,100円（30分毎に550円追加）
交通費を別途いただきます

日常的金銭管理サービス

※生活保護受給世帯については無料です

書類等の預かりサービス

1年間5,000円

※契約するまでのご相談や支援計画の作成は無料です。

利用できる人

① 判断能力が不十分な方

例えば、認知症高齢者、知的に障害がある方、精神に障害がある方などです。要介護認定や障害者手帳の有無は問いません。

② このサービスを利用する意思がある方

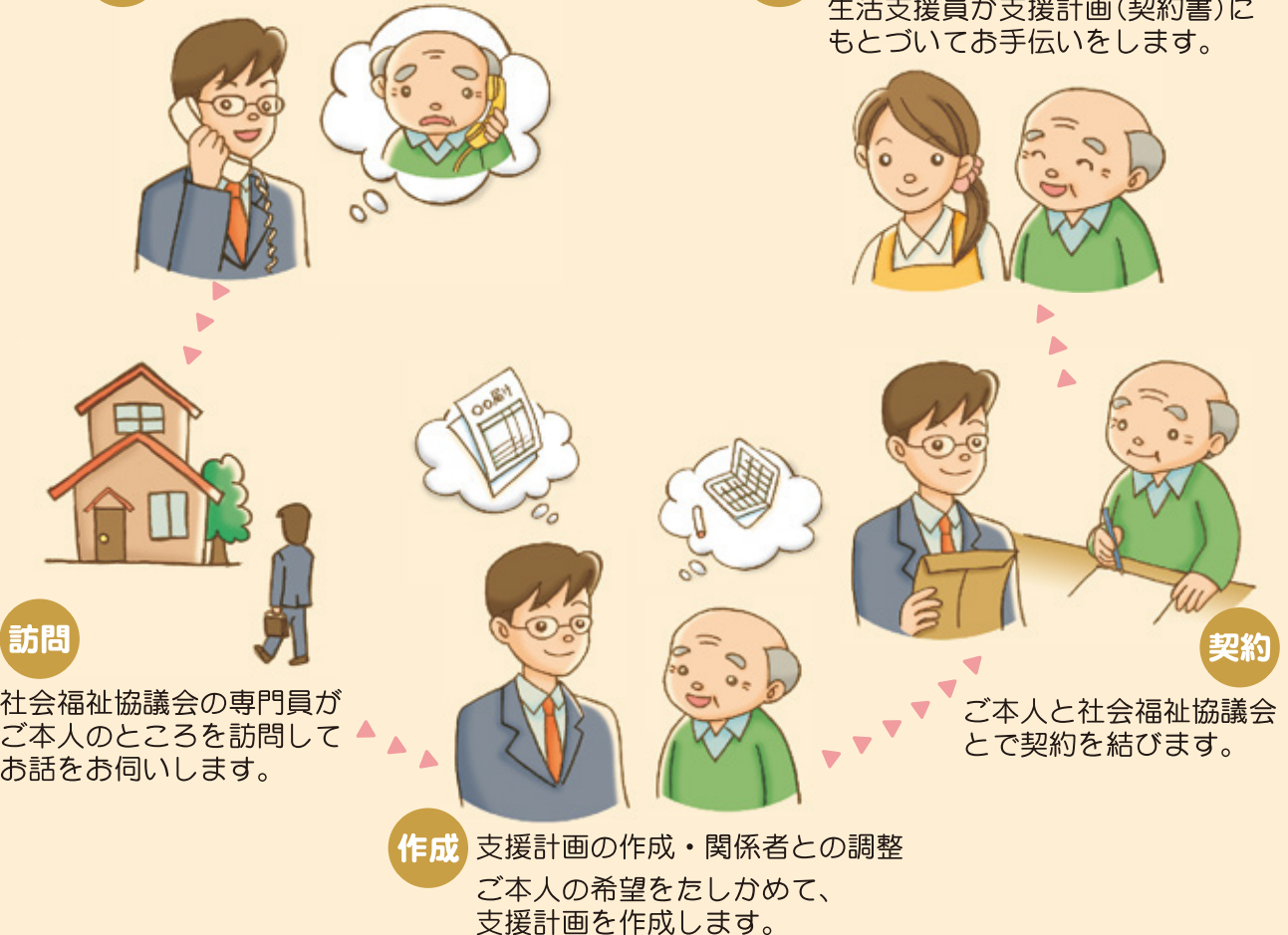
③ この契約内容が理解できる方

認知症や障害等により契約能力のない方は契約が成立しません。その際は成年後見制度等の適切な制度を利用していただくことになります。

利用までの流れ

相談 社会福祉協議会にご相談ください。

開始 援助の開始
生活支援員が支援計画（契約書）にもとづいてお手伝いをします。



あんしんして利用していただくために

契約締結審査会

契約を結ぶ上での理解のたしかさや支援計画の内容の適正さを審査します。

運営適正化委員会（運営監視合議体）

事業運営の監視や利用者からの苦情を受け付けます。
岡山県運営適正化委員会／電話：086-226-9400